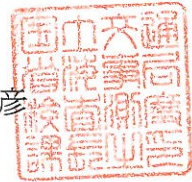




国海査第 89 号の 2
平成 24 年 6 月 26 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 齋藤 弘 殿

国土交通省海事局
検査測度課長 園田 敏彦



船舶検査の方法の一部改正について

今般、別紙のとおり、船舶検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせいたします。

また、関係各位への周知方、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。



別紙
平成24年6月26日

船舶検査の方法の一部改正について

1. 概要

国際海事機関（IMO）において、船舶自動識別装置（AIS）の年次テスト（ANNUAL TESTING）の義務化に関するSOLAS条約附属書改正案が採択され、平成24年7月より発効することから、我が国においても、改正内容を担保するため、船舶検査の方法の一部改正を行う。

また、水先人用昇降機は、平成24年7月1日以降使用禁止となるため、所要の改正も併せて行う。

2. 改正の概要

- (1)船舶自動識別装置（AIS）の年次テストの義務化に伴う検査方法を制定する。
- (2)水先人用昇降機の使用禁止に伴い、同昇降機の作動試験等の規定を削除する。
- (3)その他所要の改正を行う。

3. 適用時期

平成24年7月1日から適用する。